

# 第545回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年5月19日（木）

午前10時30分

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) わかさぎ・しらうおひき網漁業、ます網漁業の許可等に係る制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について【諮問】

(2) ワカサギ漁期前調査に伴う特別採捕許可について【報告】

(3) 落とし網漁業の操業実績について【報告】

(4) その他

7 閉 会

霞水諮問第1号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号）第11条第1項、第5項及び第7項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別紙のとおり定めたいので、同条第3項、第5項及び第7項の規定により意見を求める。

令和4年5月16日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 小曾戸 誠



(別記)

令和4年7月20日及び令和4年7月27日までに有効期間が満了する知事許可漁業の許可の更新を行うため、同規則第11条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項及び第7項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

**「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示**

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項に掲げる漁業につき、規則第11条第1項の規定により、第1の漁業については、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を第2の漁業については、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可を申請すべき期間を次のように定める。

**第1 小型機船底びき網漁業**

**1 制限措置**

(1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業(わかさぎ・しらうおひき網漁業)

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

7月21日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき船舶等の数
<p>ア 規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く霞ヶ浦。</p> <p>(ア) かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱より105度730メートルの点から204度の線と同市加茂字塚前に設置した標柱から206度15分の線との間における同市湖岸線から800メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>(イ) かすみがうら市加茂字塚前に設置した標柱から206度15分の線と同市有河一ノ瀬川川口左岸から180度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>(ウ) 次のa、b、c、d、e及びfの各点を順次に結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>a かすみがうら市有河一ノ瀬川川口左岸に設置した標柱</p> <p>b aから180度450メートルの点</p> <p>c aから156度1,500メートルの点</p> <p>d fから171度2,000メートルの点</p> <p>e fから144度700メートルの点</p> <p>f かすみがうら市坂に設置した標柱</p> <p>(エ) かすみがうら市田伏に設置した標柱から144度の線と同市柏崎と同市安食の境界に設置した標柱から43度の線との間における同市湖岸線から500メー</p>	<p>190隻</p>

<p>トルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>(オ) かすみがうら市安食字小津に設置した標柱から 43 度の線と石岡市井関関川干拓南東端から 94 度の線との間におけるかすみがうら市及び石岡市井関湖岸線から 400 メートルの距離の線とかすみがうら市及び石岡市井関湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>(カ) 次の a、b、c、d 及び e の各点を順次に結んだ線と石岡市、小美玉市及び行方市湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>a 石岡市井関関川干拓南東端</p> <p>b a から 94 度 400 メートルの点</p> <p>c e から 234 度 30 分 500 メートルの点</p> <p>d e から 234 度 30 分 350 メートルの点</p> <p>e 行方市八木蒔字広町に設置した標柱</p> <p>(キ) 行方市八木蒔字広町に設置した標柱から 234 度 30 分の線と同市手賀字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線との間における同市湖岸から 400 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>(ク) 行方市手賀字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線と同市荒宿舟入場左岸から 230 度の線との間における同市湖岸線から 600 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>(ケ) 次の a、b、c、d、e 及び f の各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>a 行方市荒宿舟入場左岸から 230 度 00 分の線と同市湖岸線が交わる点</p> <p>b a から 230 度 00 分 900 メートルの点</p> <p>c 行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 10.00 から 245 度 40 分 650 メートルの点</p> <p>d 行方市小高干拓地南西突端から 250 度 00 分 600 メートルの点</p> <p>e f から 250 度 00 分 900 メートルの点</p> <p>f 行方市麻生新田に設置した標柱から 250 度 00 分の線と同市湖岸線が交わる点</p> <p>(コ) 次の a、b、c、d 及び e の各点を順次に結んだ線以南の霞ヶ浦</p> <p>a 行方市麻生八坂神社境内に設置した標柱</p> <p>b a から 266 度 30 分 630 メートルの点</p> <p>c a から 219 度 900 メートルの点</p> <p>d e から 80 度 1,000 メートルの点</p> <p>e 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00</p> <p>(サ) 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00 から 80 度の線と稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線との間における同市及び同村湖岸線から 1,000 メートルの距離の線と同市及び同村湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>(シ) 稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線と稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱から 0 度の線との間における同村湖岸線から 1,400 メートルの距離の線と同村湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>(ス) 次の a、b、c 及び d の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>a 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱</p> <p>b a から 0 度 1,400 メートルの点</p> <p>c d から 0 度 600 メートルの点</p> <p>d 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点</p> <p>(セ) 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点から 0 度の線と稲</p>	
--	--

<p>敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端から38度の線との間における同郡阿見町及び美浦村湖岸線から700メートルの距離の線と同郡阿見町及び美浦村湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>(ソ) 次のa、b、c、d、e、f、g、h及びiの各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町、土浦市及びかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域</p> <p>a 稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端</p> <p>b aから38度00分600メートルの点</p> <p>c 土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から84度30分400メートルの点</p> <p>d 土浦市大岩田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右47.00から70度00分700メートルの点と土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から84度30分400メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点</p> <p>e 土浦市手野町地先国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中5.50から218度40分392メートルの点と土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中7.00から185度00分600メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点</p> <p>f 土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中7.00から185度00分600メートルの点</p> <p>g 土浦市沖宿漁港標識燈中心点から220度00分1,000メートルの点</p> <p>h iから204度810メートルの点</p> <p>i かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱</p>	
<p>イ 規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く北浦及び外浪逆浦。</p> <p>(ア) 外浪逆浦及び鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以南の北浦で第8号禁漁区を除いた水域</p> <p>(イ) 銚田市梶山と同市阿玉の間の境川川口と行方市三和字帆津倉の鼻とを結んだ線以北の水域</p> <p>(ウ) 鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以北で、かつ、(イ)以外の水域における第2種共同漁業権漁場</p>	54隻

**2 許可又は起業の認可を申請すべき期間**

令和4年5月26日から令和4年6月27日まで

**3 備考**

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和4年7月21日から令和9年7月20日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

**第2 建網漁業**

**1 制限措置**

- (1) 漁業種類  
ます網漁業(張網漁業)
- (2) 許可をすべき漁業者の数  
下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数  
2.5トン以下
- (4) 推進機関の馬力数  
80キロワット以下
- (5) 操業区域  
下表のとおり

(6) 漁業時期

3月1日から翌年1月20日まで

(7) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
ア 行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同基点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面	行方市宇崎地区に主たる住所を有する者	3人
イ 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市新島干拓堤防に設置した国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右3.50とを結んだ線以南の霞ヶ浦	稲敷市浮島地区、上須田地区に主たる住所を有する者	4人
ウ 潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央線、次の基点第1号と(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖岸線とによって囲まれた区域(ただし、第2種共同漁業権漁場区域を除く。) 基点第1号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱 (ア) 基点第1号から326度38分潮来市米島突端	潮来市に主たる住所を有する者	8人

2 許可を申請すべき期間

令和4年5月26日から令和4年6月27日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和4年7月28日から令和9年7月27日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

### 許可の基準

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第11条第5項の規定による許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合及び第11条第7項の規定による許可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準をそれぞれ次のように定める。

第1 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）

1 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は、次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

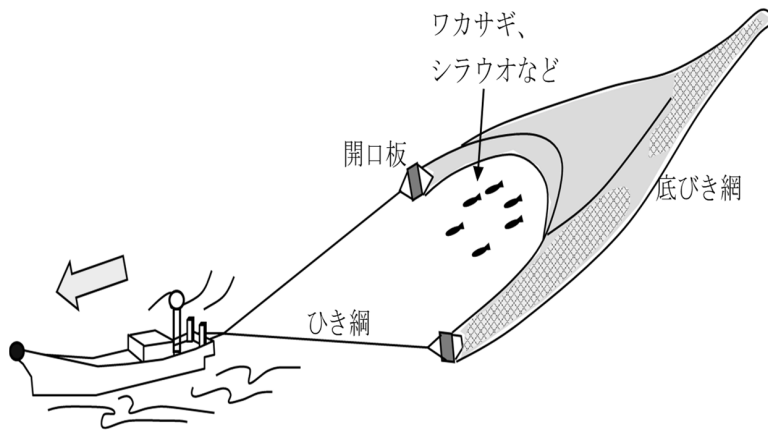
第2 建網漁業のうちます網漁業（張網漁業）

1 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。



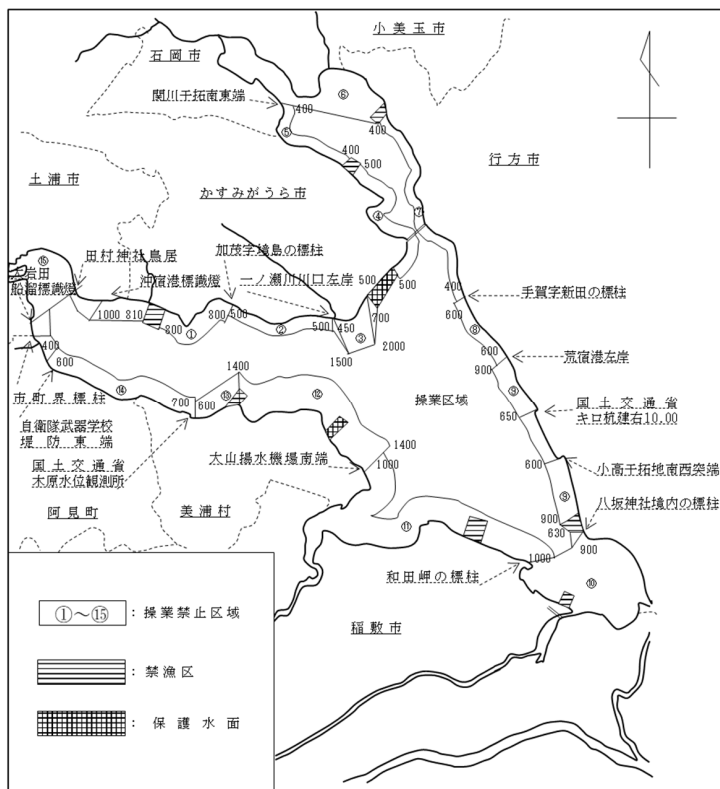
# 現行許可の概要について (わかさぎ・しらうおひき網漁業)



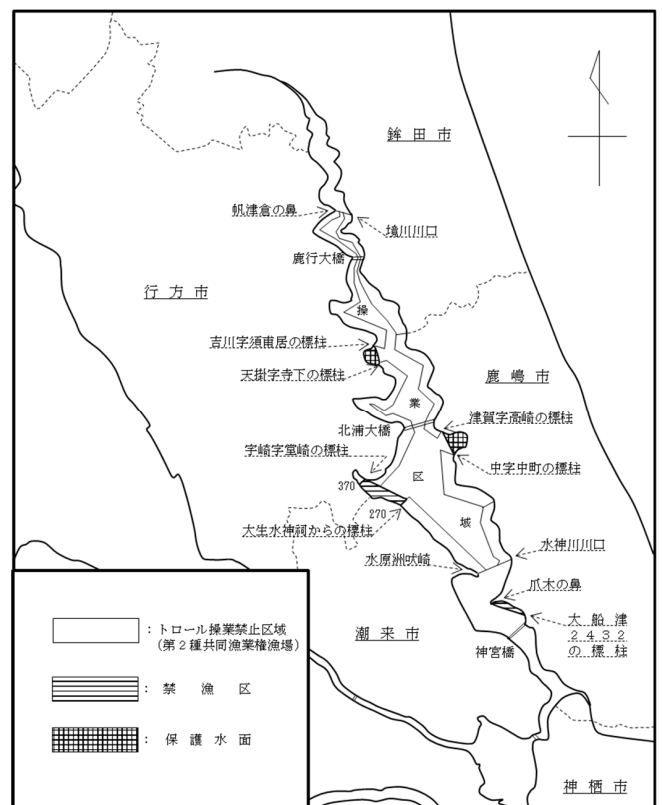
- ・ 漁業種類  
小型機船底びき網漁業のうち  
その他の小型機船底びき網漁業  
(わかさぎ・しらうおひき網漁業)
- ・ 操業区域 下図のとおり。
- ・ 漁業時期 7月21日～12月31日まで
- ・ 許可等の条件  
(1)毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。  
ただし、7月21日が日曜日又は水曜日の場合は7月21日のみこの限りでない。
- (2)船舶の両舷に下表(省略)による塗装及び船名の表示をしなければならない。
- ・ 許可の有効期間 (3年間)  
令和元年7月21日～令和4年7月20日

## 操業区域

### ア 霞ヶ浦地区



### イ 北浦地区



# わかさぎ・しらうおひき網漁業の制限措置等について

## 1. 制限措置

### (1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）

### (2) 許可等をすべき船舶等の数

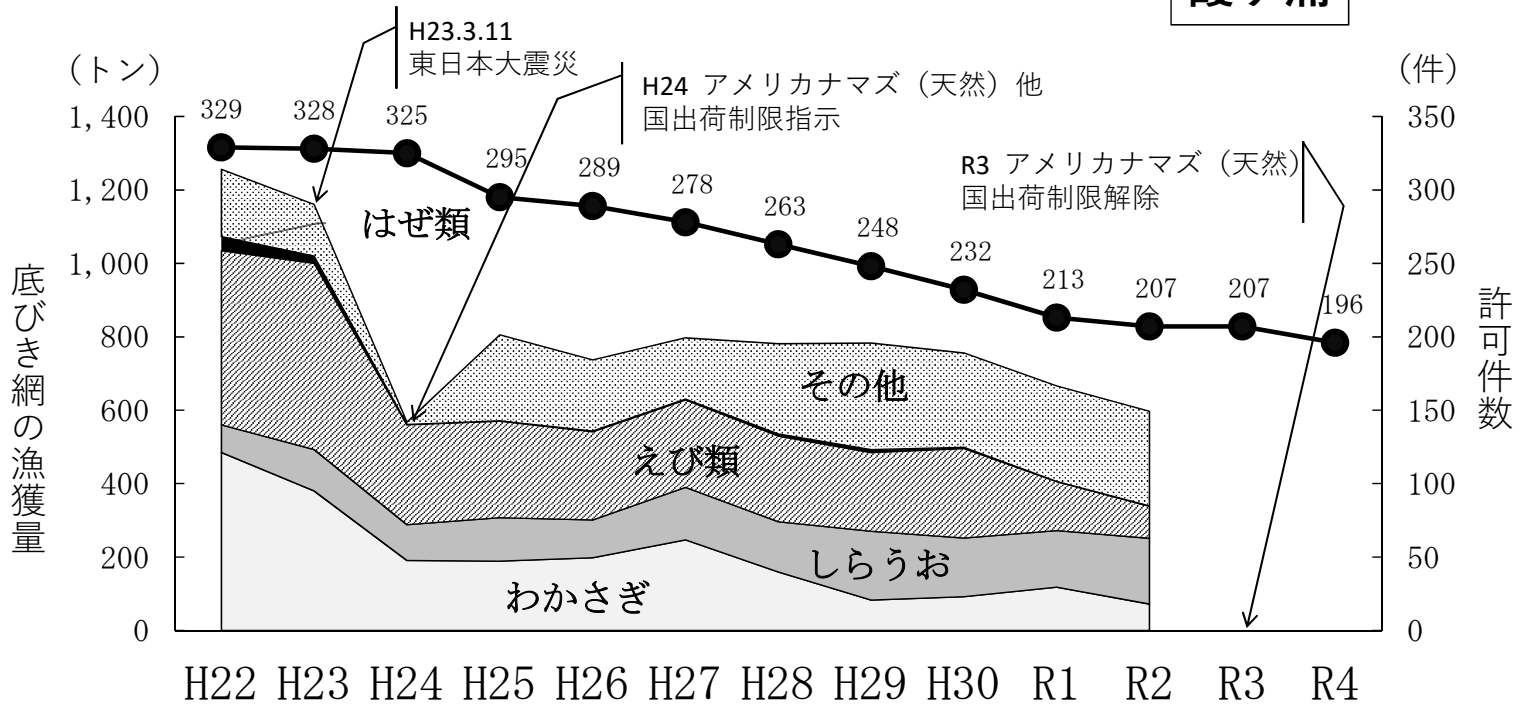
区域	操業区域	前回更新時 (R1)許可数	R4.5月現在 許可数	廃業予定※	新規希望※	許可等を すべき 船舶等の数
ア	霞ヶ浦	213	195	8	3	190隻
イ	北浦	66	64	11	1	54隻

※漁業許可にかかる意向調査（令和3年12月15日付霞水第204号）結果より

## ※許可等をすべき船舶等の数について

- 「小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）の許可等に関する取扱方針」のうち第3（制限措置）（2）において、許可等をすべき船舶等の数は、「漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする」としている。
- 霞ヶ浦の底びき網の漁獲量（漁業・養殖業生産統計）は、H25以降横ばいからやや減少で推移しており（図1）、現行の許可の有効期間中（R1～R3）の漁獲動向は、シラウオについて安定した漁獲があったものの、全体として漁獲量は横ばいからやや減少傾向であった（図2）。
- 北浦の底びき網の漁獲量（漁業・養殖業生産統計）は、ワカサギでH27以降減少、漁獲量全体としてもR1以降減少しており（図3）、現行の許可の有効期間中（R1～R3）の漁獲動向もワカサギ、シラウオ等主要な漁獲対象種及び全体の漁獲量ともに減少傾向であった（図4）。
- 以上のことから、今回の一斉更新において、「許可等をすべき船舶等の数」は水産資源の保護培養上、現行より漁獲圧を増加させない範囲で、現行の許可数をベースに廃業予定及び新規着業者数を考慮し、上表のとおりと定めることとする。

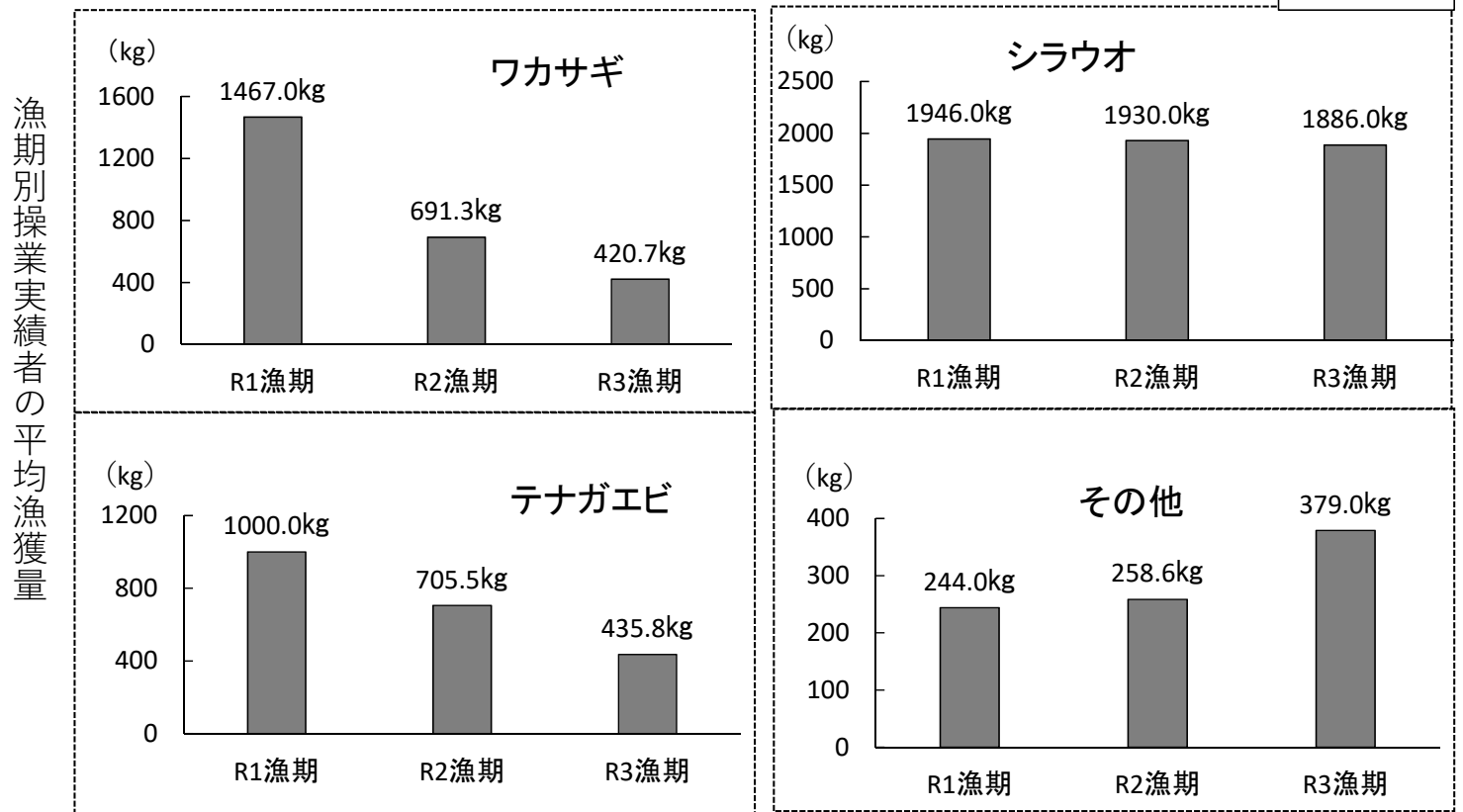
# 霞ヶ浦



農林水産省「漁業・養殖業生産統計」、R3,R4は未発表

図1 霞ヶ浦におけるわかさぎ・しらうおひき網漁業の許可件数と漁獲量（底びき網）の推移

# 霞ヶ浦



茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所「R3年12月わかさぎ・しらうおひき網漁業実態調査」

図2 霞ヶ浦におけるわかさぎ・しらうおひき網漁業の主要魚種別平均漁獲量の推移

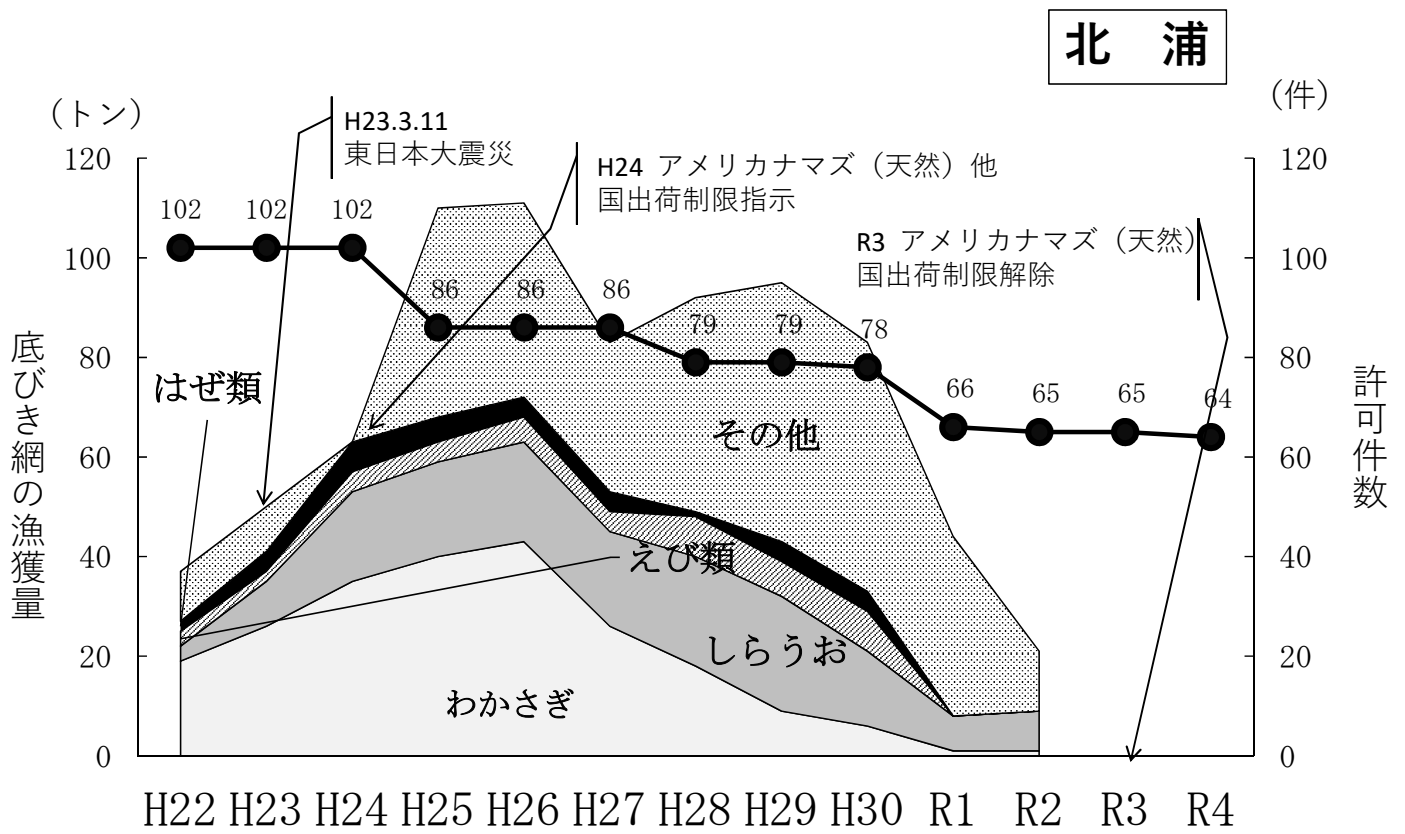
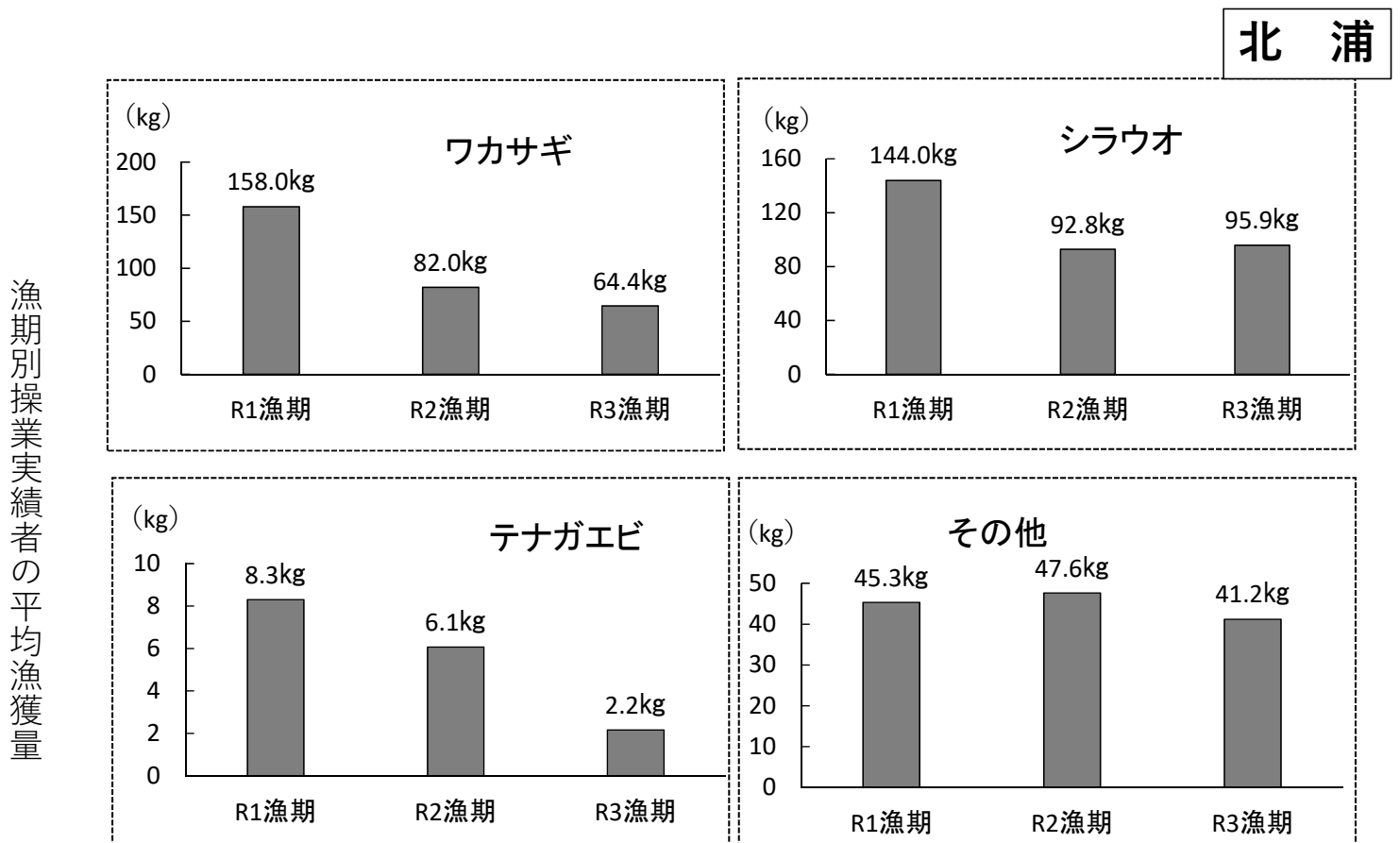


図3 北浦におけるわかさぎ・しらうおひき網漁業の許可件数と漁獲量（底びき網）の推移



茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所「R3年12月わかさぎ・しらうおひき網漁業実態調査」

図4 北浦におけるわかさぎ・しらうおひき網漁業の主要魚種別漁獲量の推移

(3) 船舶の総トン数 2.5トン以下 ※旧規則第24条

(4) 推進機関の馬力数 80キロワット以下※旧規則第24条

旧茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年12月1日改正施行以前）

第24条 知事は、船舶ごとの許可に要する漁業について、総トン数2.5トン又は推進機関の馬力数80キロワットを超える動力漁船である船舶を使用する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしてはならない。

(5) 操業区域 現行のとおり

(6) 漁業時期 7月21日から12月31日まで

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
わかさぎ・しらうおひき網漁業（トロール漁）							7/21~ 操業期間						
わかさぎ採捕禁止期間	← 1/21~2/末 採捕禁止 →				← 5/1~7/20 採捕禁止 →								規則第33条
しらうお採捕禁止期間			← 3/1~3/31 採捕禁止 →										規則第33条

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有するもの

## 2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月26日から令和4年6月27日まで

※規則第11条第2項より「申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。」

<申請スケジュール>

- ・5月19日 制限措置等及び許可の基準の諮問（漁業調整委員会）
- ・5月26日 公示（県報掲載）
- ・5月26日～ 申請受付期間（6月27日まで）
- ・6月28日～ 審査
- ・7月21日～ 新たな許可の有効期間

## 3. 備考

(1) 有効期間

令和4年7月21日から令和9年7月20日まで

※規則第15条より「許可の有効期間は、5年とする。」

(2) 許可に関する取扱い

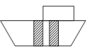



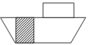



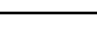

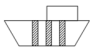



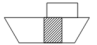

規則で定めるもののほか、別に定める取扱方針とする。

# 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(わかさぎ・しらうおひき網漁業)の許可等に関する取扱方針(抜粋)

(許可等の条件)

第7 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。  
ただし、7月21日が日曜日又は水曜日の場合は7月21日についてのみこの限りではない。
- (2) 船舶の両舷に下表による塗装及び船名の表示をしなければならない。

操業区域	所属組合	標識内容
畿 ヶ 浦	土浦支部	 料漕の部分は本白・FRP黒色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
	玉造支部	 料漕の部分は藍色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
	かすみがら心市支部	 料漕の部分は藍色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
	牛尾支部	 料漕の部分は藍色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
	稲吉支部	 料漕の部分は本白・FRP黒色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
	美浦支部	 料漕の部分は本白・FRP黒色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
	小島玉支部	 料漕の部分は本白・FRP黒色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
	阿見町支部	 料漕の部分は本白・FRP黒色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
	麻生	 料漕の部分は藍色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
	その他	 料漕の部分は藍色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
北 浦	大和支部	 料漕の部分は藍色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで3本の線を塗 装する
	北浦支部	 料漕の部分は藍色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
	大津田支部	 料漕の部分は藍色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
	大野島支部	 料漕の部分は藍色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
	潮来	 料漕の部分は藍色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
	その他	 料漕の部分は藍色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する

## わかさぎ・しらうおひき網漁業の許可の基準について

資料1-4

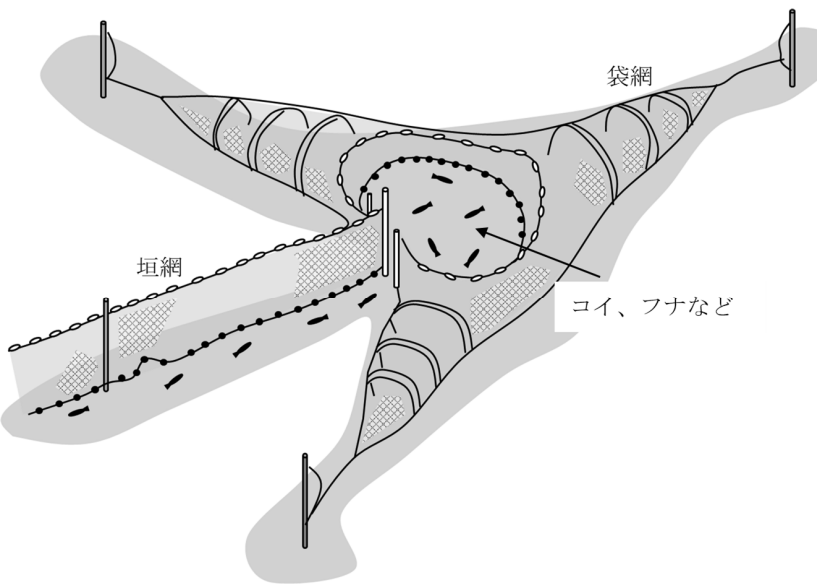
規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

(1)	①申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者 ②申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
(5)	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

・前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法(公平なくじ)により許可等をする者を定める。

・(2)(4)において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

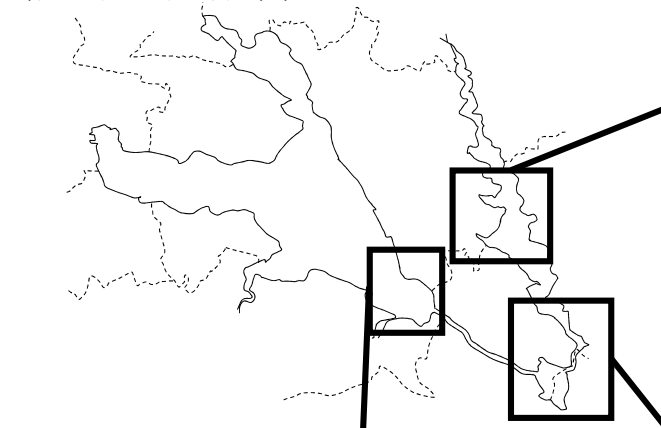
# 現行許可の概要について (ます網漁業)



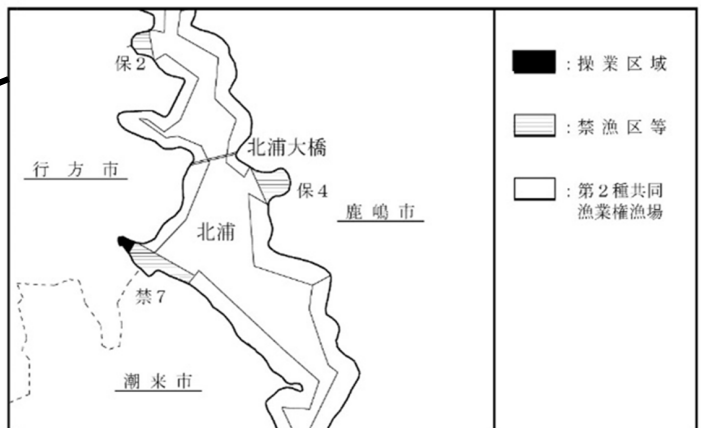
- ・ 漁業種類  
建網漁業のうちます網漁業（張網漁業）
- ・ 操業区域 下図のとおり。
- ・ 漁業時期 3月1日～翌年1月20日まで
- ・ 許可の条件  
 (1)ます網の設置は、1ヶ所1統でなければならない。  
 (2)ます網の設置は、水ぎわから90メートル以内でなければならない。
- ・ 許可の有効期間 (3年間)  
令和元年7月28日～令和4年7月27日

## 操業区域

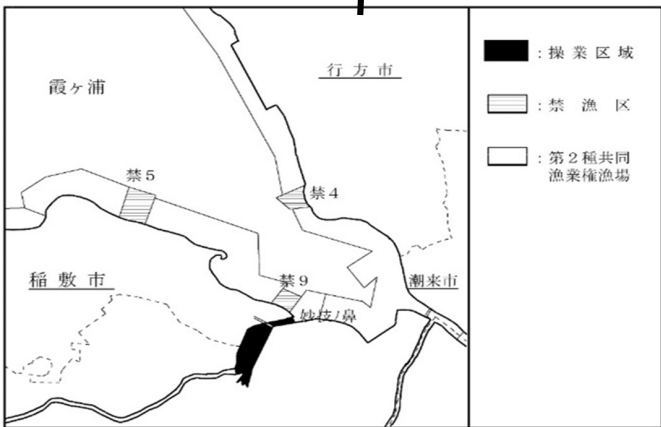
霞ヶ浦北浦海区図



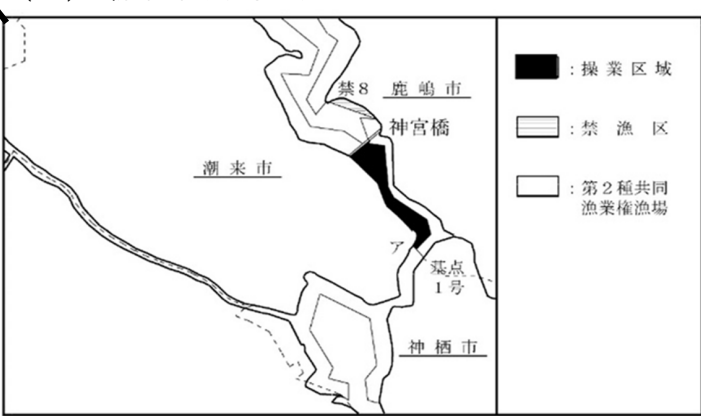
(ア) 行方市宇崎地先



(イ) 稲敷市浮島地先



(ウ) 潮来市洲崎地先



# ます網漁業の制限措置等について

## 1. 制限措置

(1) 漁業種類 ます網漁業(張網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

区域	操業区域	項目	現許可	操業実績	廃業見込	新規希望	許可すべき漁業者の数
ア	行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面。	許可件数	3件	3件	0件	0件	3人
		漁業者の数	3人	3人	0人	0人	
イ	稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻先端と同市本新島干拓堤防に設置した国交省霞ヶ浦キロ杭建右3.50とを結んだ線以南の霞ヶ浦	許可件数	10件	3件	0件	0件	4人
		漁業者の数	4人	1人	0人	0人	
ウ	潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央線、次の基点第1号(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖岸線とによって囲まれた区域(ただし、第2種共同漁業件漁場区域を除く。) 基点第1号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱 (ア) 基点1号から326度38分潮来市米島突端	許可件数	10件	5件	2件	3件	8人
		漁業者の数	7人	2人	2人	3人	

第544回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会資料より

### ※許可をすべき漁業者の数について

- 「建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可に関する取扱方針」のうち第3(制限措置)(2)において、許可をすべき漁業者の数は、「漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする」とされている。
- 当該漁業については、意向調査(令和3年12月15日付霞水第204号)の結果から現在の許可を有する漁業者の数に加え、1人の新規着業希望があった。これについて、操業区域となる漁場を利用している潮来漁協に対して聞取調査を行った結果から、「漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がない」と判断できることから、「許可すべき漁業者の数」について、上表のとおりとする(第544回 霞ヶ浦北浦漁業調整委員会にて協議済み)

(3) 船舶の総トン数 2.5トン以下※

(4) 推進機関の馬力数 80キロワット以下※

※霞ヶ浦北浦海区における漁船登録及び建造許可等に関する取扱方針

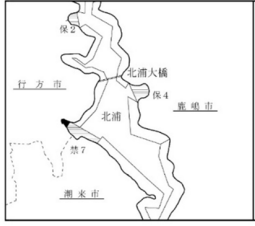
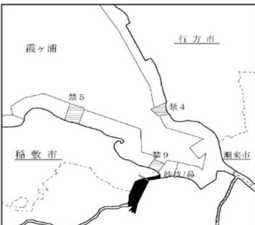
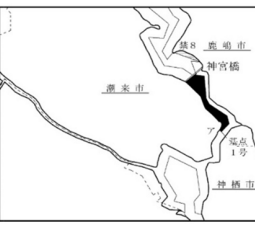
(5) 操業区域 現行のとおり

(6) 操業時期 3月1日から翌年1月20日まで

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
ます網漁業(張網漁業)	1/20		3/1~ 操業期間										
わかさぎ採捕禁止期間	1/21~2/末 採捕禁止				5/1~7/20 2 採捕禁止								規則第33条



## (7) 漁業を営む者の資格

	操業区域	漁業を営む者の資格	
ア	行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同基点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面		行方市宇崎地区に主たる住所を有する者
イ	稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市新島干拓堤防に設置した国土交通省霞ヶ浦キ口杭建右3.50とを結んだ線以南の霞ヶ浦		稲敷市浮島地区、上須田地区に主たる住所を有する者
ウ	潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央線、次の基点第1号と(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖岸線とによって囲まれた区域(ただし、第2種共同漁業権漁場区域を除く。) 基点第1号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱 (ア) 基点第1号から326度38分潮来市米島突端		潮来市に主たる住所を有する者

## 2. 許可を申請すべき期間

令和4年5月26日から令和4年6月27日まで

※規則第11条第2項より「申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。」

＜申請スケジュール＞

- ・5月19日 制限措置等及び許可の基準の諮問（漁業調整委員会）
- ・5月26日 公示（県報掲載）
- ・5月26日～ 申請受付期間（6月27日まで）
- ・6月28日～ 審査
- ・7月28日～ 新たな許可の有効期間

## 3. 備考

### (1) 有効期間

令和4年7月28日から令和9年7月27日まで

※規則第15条より「許可の有効期間は、5年とする。」

### (2) 許可に関する取扱い

規則で定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可に関する取扱方針(抜粋)

(許可の条件)

第7 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。

(1) ます網の設置は、1統でなければならない。ただし、許可の有効期間の満了日に許可を2以上有する者については、その許可の統数以内とする。

(2) ます網の設置は、水ぎわから90メートル以内でなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年4月28日から施行する。

※第544回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 協議事項

## ます網漁業の許可の基準について

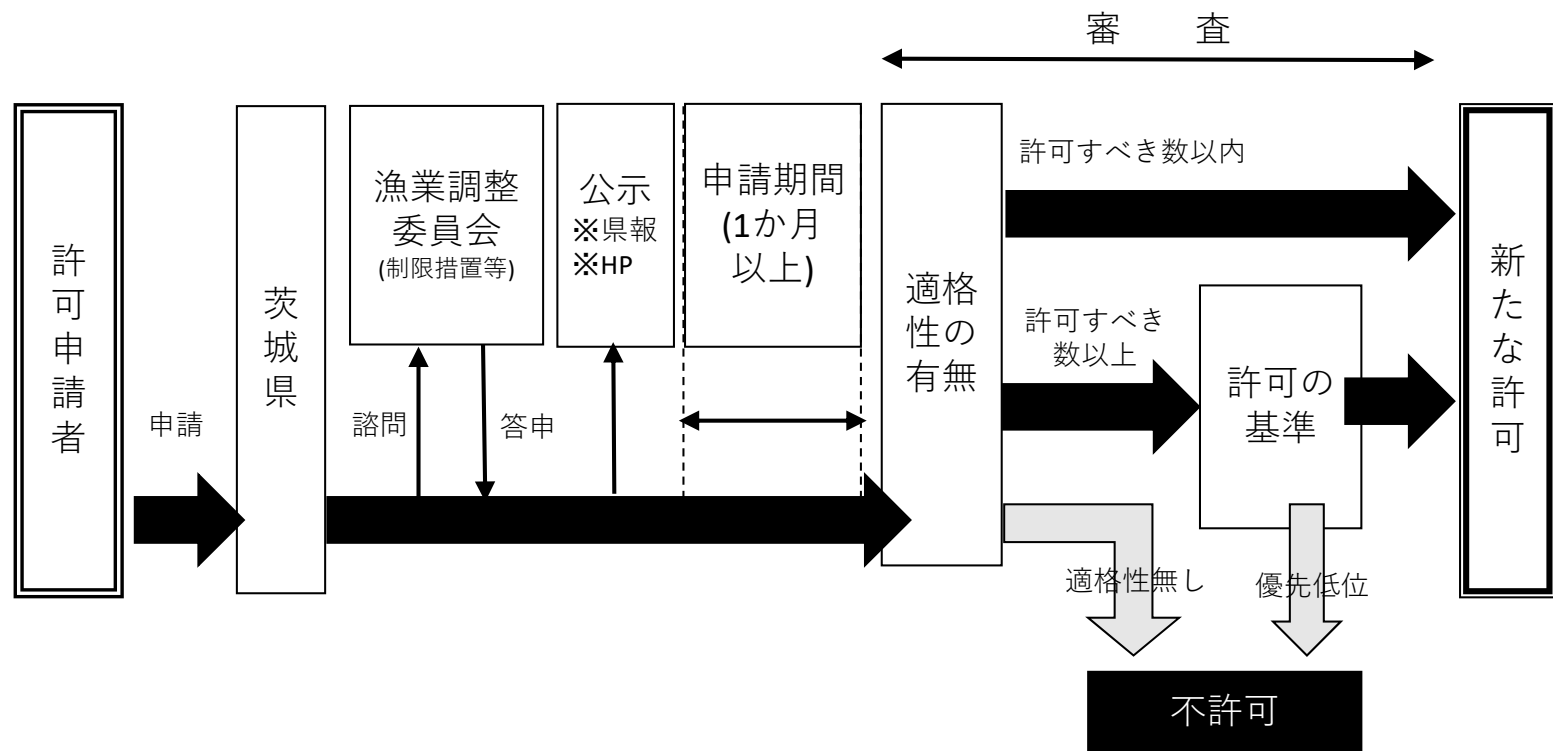
資料1-7

規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
(5)	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

・前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法(公正なくじ)により許可をする者を定める。

・(2)(4)において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。



参考図 許可更新に係る手続のイメージ

## 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）の許可等に関する取扱方針

（趣旨）

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可等についての適格性）

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

（制限措置）

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

（1） 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）

（2） 許可等をすべき船舶等の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

（3） 船舶の総トン数

2.5トン以下とする。

（4） 推進機関の馬力数

80キロワット以下とする。

（5） 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く霞ヶ浦。

（ア） かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱より105度730メートルの点から204度の線と同市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線との間における同市湖岸線から800メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（イ） かすみがうら市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線と同市有河一ノ瀬川川口左岸から180度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（ウ） 次のa, b, c, d, e及びfの各点を順次に結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域

a かすみがうら市有河一ノ瀬川川口左岸に設置した標柱

b aから180度450メートルの点

c aから156度1,500メートルの点

d fから171度2,000メートルの点

e fから144度700メートルの点

f かすみがうら市坂に設置した標柱

（エ） かすみがうら市田伏に設置した標柱から144度の線と同市柏崎と同市安食の境界に設置した標柱から43度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（オ） かすみがうら市安食字小津に設置した標柱から43度の線と石岡市井関関川干拓南東端から94度の線との間におけるかすみがうら市及び石岡市井関湖岸線から400メートルの距離の線とかすみがうら市及び石岡市井関湖岸とによって囲まれた水域

（カ） 次のa, b, c, d及びeの各点を順次に結んだ線と石岡市、小美玉市及び行方市湖岸とによって囲まれた水域

a 石岡市井関関川干拓南東端

- b a から 94 度 400 メートルの点
  - c e から 234 度 30 分 500 メートルの点
  - d e から 234 度 30 分 350 メートルの点
  - e 行方市八木蒔字広町に設置した標柱
- (キ) 行方市八木蒔字広町に設置した標柱から 234 度 30 分の線と同市手賀字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線との間における同市湖岸から 400 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ク) 行方市手賀字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線と同市荒宿舟入場左岸から 230 度の線との間における同市湖岸線から 600 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ケ) 次の a, b, c, d, e 及び f の各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水域
- a 行方市荒宿舟入場左岸から 230 度 00 分の線と同市湖岸線が交わる点
  - b a から 230 度 00 分 900 メートルの点
  - c 行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 10.00 から 245 度 40 分 650 メートルの点
  - d 行方市小高干拓地南西突端から 250 度 00 分 600 メートルの点
  - e f から 250 度 00 分 900 メートルの点
  - f 行方市麻生新田に設置した標柱から 250 度 00 分の線と同市湖岸線が交わる点
- (コ) 次の a, b, c, d 及び e の各点を順次に結んだ線以南の霞ヶ浦
- a 行方市麻生八坂神社境内に設置した標柱
  - b a から 266 度 30 分 630 メートルの点
  - c a から 219 度 900 メートルの点
  - d e から 80 度 1,000 メートルの点
  - e 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00
- (カ) 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00 から 80 度の線と稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線との間における同市及び同村湖岸線から 1,000 メートルの距離の線と同市及び同村湖岸とによって囲まれた水域
- (シ) 稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線と稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱から 0 度の線との間における同村湖岸線から 1,400 メートルの距離の線と同村湖岸とによって囲まれた水域
- (ス) 次の a, b, c 及び d の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水域
- a 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱
  - b a から 0 度 1,400 メートルの点
  - c d から 0 度 600 メートルの点
  - d 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点
- (セ) 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点から 0 度の線と稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端から 38 度の線との間における同郡阿見町及び美浦村湖岸線から 700 メートルの距離の線と同郡阿見町及び美浦村湖岸とによって囲まれた水域
- (ソ) 次の a, b, c, d, e, f, g, h 及び i の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町、土浦市及びかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域
- a 稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端
  - b a から 38 度 00 分 600 メートルの点
  - c 土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から 84 度 30 分 400 メートルの点
  - d 土浦市大岩田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 47.00 から 70 度 00 分 700 メートルの点と土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から 84 度 30 分 400 メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
  - e 土浦市手野町地先国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 5.50 から 218 度 40 分 392

- メートルの点と土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00 分 600 メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
- f 土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00 分 600 メートルの点
- g 土浦市沖宿漁港標識燈中心点から 220 度 00 分 1,000 メートルの点
- h i から 204 度 810 メートルの点
- i かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱

- イ 規則第 32 条及び第 37 条並びに次に規定する水域を除く北浦及び外浪逆浦。
  - (ア) 外浪逆浦及び鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以南の北浦で第 8 号禁漁区を除いた水域
  - (イ) 銚田市梶山と同市阿玉の間の境川川口と行方市三和字帆津倉の鼻とを結んだ線以北の水域
  - (ウ) 鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以北で、かつ、(イ)以外の水域における第 2 種共同漁業権漁場

(6) 漁業時期

7 月 21 日から 12 月 31 日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第 4 規則第 11 条第 5 項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第 11 条第 6 項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第 5 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第 6 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定による承継許可の対象とする。

(許可等の条件)

第7 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。

(1) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。

ただし、7月21日が日曜日又は水曜日の場合は7月21日についてのみこの限りではない。

(2) 船舶の両舷に下表による塗装及び船名の表示をしなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

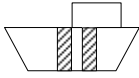
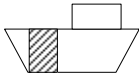
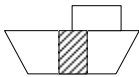
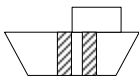
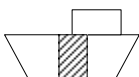
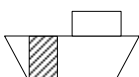

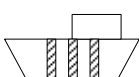

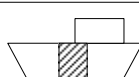
第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

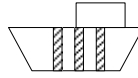
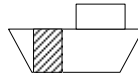
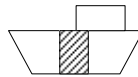
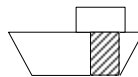
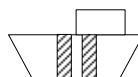

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

2 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(地方名称：わかさぎ・しらうおひき網漁業)の許可等に関する取扱方針(令和元年5月13日施行)は、令和2年12月1日から廃止する。

表 許可船舶の塗装の表示

操業区域	所属組合		標識内容
震 ヶ 浦	震 ヶ 浦	土 浦 支 部	 斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
		玉 造 支 部	 斜線の部分は黄色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
		かすみ がうら市 支 部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
		牛 堀 支 部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
		稲 敷 古 支 支 部	 斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
		美 浦 支 部	 斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
		小美玉 支 部	 斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する
		阿見町 支 部	 斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の中央部に幅30センチメートル、 間隔50センチメートルで3本の線を塗 装する
	麻 生	 斜線の部分は黄色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する	
	その他	 斜線の部分は赤色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する	

操業区域	所属組合		標識内容
北 浦	き た う ら 広 域	大 和 支 部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅30センチメートル、 間隔50センチメートルで3本の線を塗 装する
		北 浦 支 部	 斜線の部分は黄色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
		大 洋 鉾 支 支 部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
		大 野 鹿 支 支 部	 斜線の部分は黄色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する
	潮 来	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する	
	その他	 斜線の部分は赤色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する	

## 建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第4号の規定による建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

ます網漁業(張網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下とする。

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下とする。

(5) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同基点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面

イ 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市新島干拓堤防に設置した国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右3.50とを結んだ線以南の霞ヶ浦

ウ 潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央線、次の基点第1号と(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖岸線とによって囲まれた区域(ただし、第2種共同漁業権漁場区域を除く。)

基点第1号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱

(ア) 基点第1号から326度38分潮来市米島突端

(6) 漁業時期

3月1日から翌年1月20日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

ア 第5号における操業区域アの場合は、行方市宇崎地区に主たる住所を有する者

イ 第5号における操業区域イの場合は、稲敷市浮島地区、上須田地区に主たる住所を有する者

ウ 第5号における操業区域ウの場合は、潮来市に主たる住所を有する者

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者



- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(許可の条件)

- 第7 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。
- (1) まず網の設置は、1統でなければならない。ただし、許可の有効期間の満了日に許可を2以上有する者については、その許可の統数以内とする。
  - (2) まず網の設置は、水ぎわから90メートル以内でなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年4月28日から施行する。

## 2022 年度ワカサギ漁期前調査計画書

### 1 目 的

霞ヶ浦北浦におけるワカサギ漁解禁前の資源状況を確認するとともに、採捕物を放射性物質検査に供しその安全性を確認する。

### 2 調査組織

- (1) 実施主体 霞ヶ浦漁業協同組合及びきたうら広域漁業協同組合
- (2) 実施協力 水産試験場内水面支場

### 3 調査方法

わかさぎ・しらうおひき網を用いてワカサギ等水産動物を採捕する。

### 4 調査実施時期

- (1) 霞ヶ浦 6月最終週（6月27日の週）のうち1日
- (2) 北 浦 7月第二週（7月4日の週）のうち1日

### 5 調査水域、曳網時間及び曳網層

- (1) 調査水域（右図）
  - ア 霞ヶ浦 4水域  
（沖宿沖、牛渡沖、湖心、高浜入）
  - イ 北 浦 4水域  
（水原沖、白浜沖、江川沖、馬渡沖）
- (2) 曳網時間  
1水域につき20分間曳網する。  
（馬渡沖のみ10分間）

- (3) 曳網層

曳網層は天候等を踏まえ決定する。

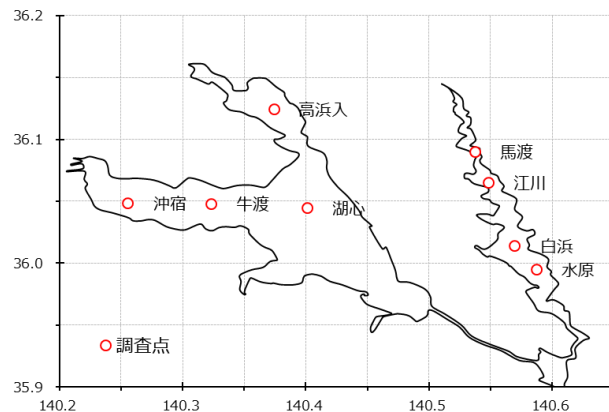


図 調査水域概要

### 6 使用船舶

未定（後日決定）

※ 霞ヶ浦漁協、きたうら広域漁協に所属している組合員の所有する船舶を利用する。

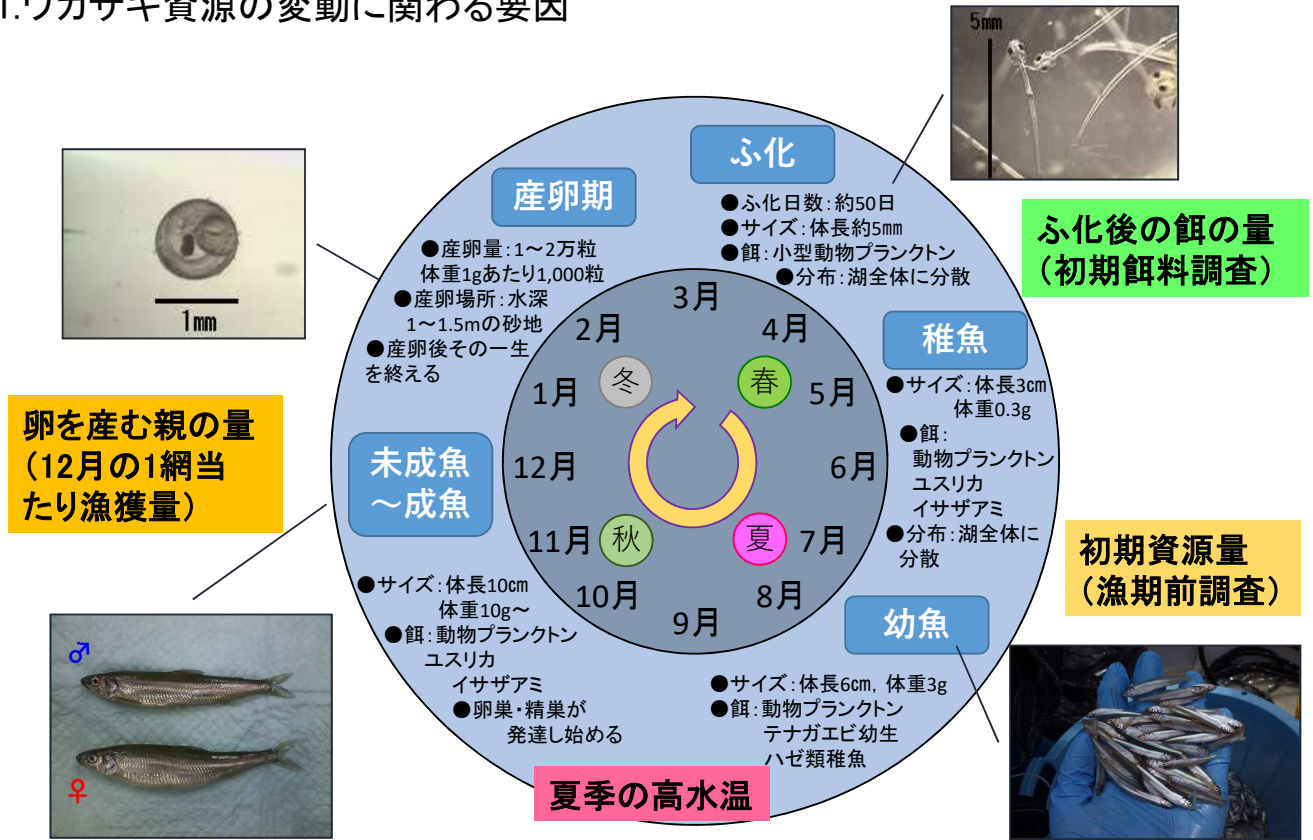
### 7 その他

- (1) 採捕物は全量を水産試験場内水面支場に搬入し測定する。
- (2) 測定後、採捕物のうち一部を放射性物質検査に使用する。

資料: 霞ヶ浦北浦のワカサギの餌料環境等について

令和4年5月19日  
水産試験場内水面支場

1. ワカサギ資源の変動に関わる要因

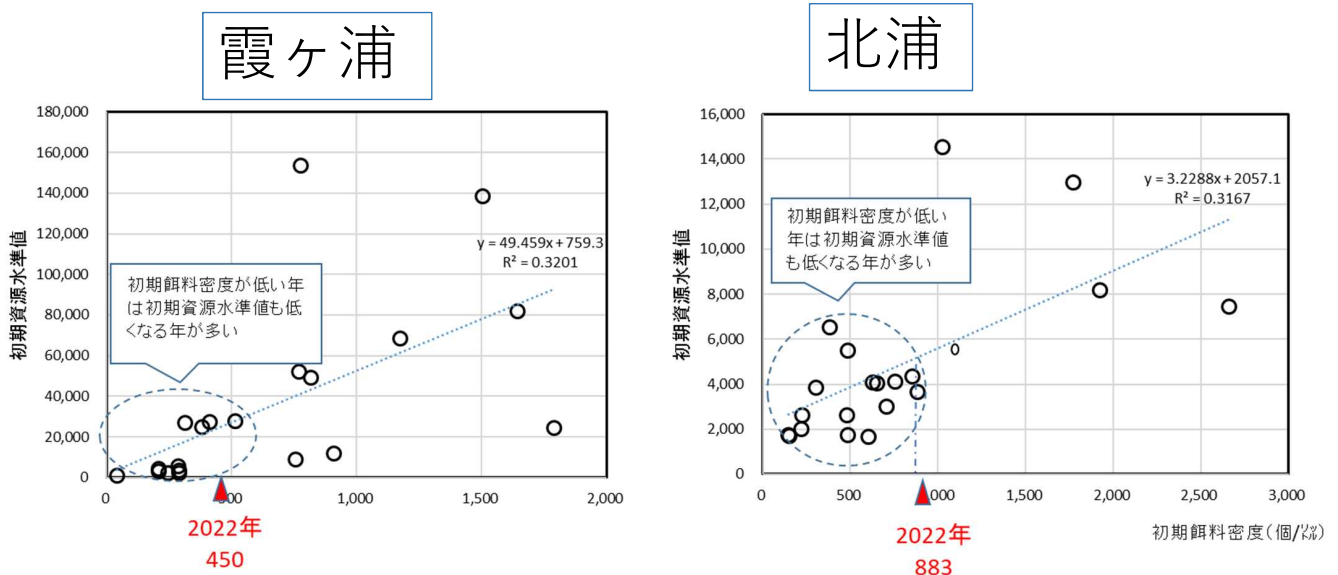


2. 今年の餌料環境

霞ヶ浦・北浦のワカサギの餌となるプランクトン(初期餌料)の密度を調べた結果

霞ヶ浦: 450個/ℓ 昨年の54%、過去10年平均(1032個)の44%  
北浦: 883個/ℓ 80% (1095個) 81%

餌の環境条件から見ると、餌の条件は低い水準であると考えられます。

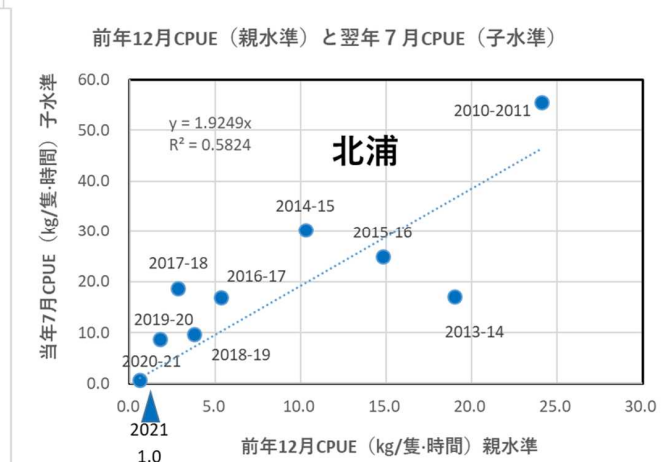
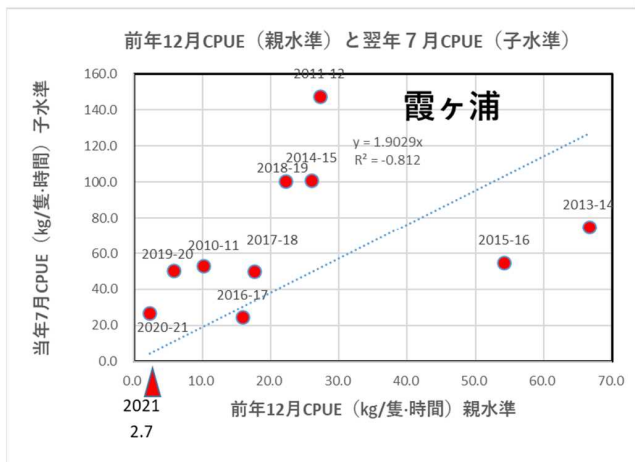


### 3. 今年のワカサギ親魚の水準(R3年12月の漁獲状況)

#### 前年R3年12月のトロールでのワカサギ漁獲状況

霞ヶ浦：2.7kg/隻・1時間 昨年（2.3kg）と同程度、過去10年平均(24.8kg)の11%  
 北浦：1.0kg/隻・1時間 (0.9kg)と同程度、9.3kgの10%

前年12月の親の水準は低水準で、過去の親子関係からみると今年の加入量の水準は低いと考えられます。

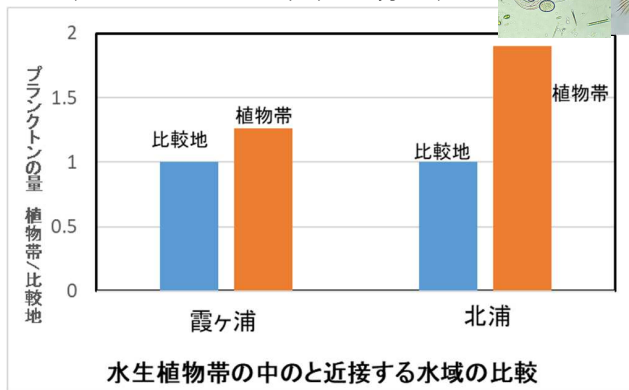
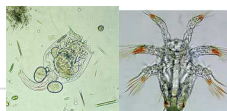


※餌の量、親の量、漁期前調査の結果から今年の漁模様を予測します。

### 4. 造成した水生植物帯の効果について(途中経過)

R4年3月から水生植物帯の中の動物プランクトンを植物帯の近くの水域と比較して調べています。ここでは3月分のサンプル分析結果を紹介します。  
 霞ヶ浦2か所 北浦3か所

#### ① 動物プランクトン (ワムシ+ノープリウス幼生)



(R4年3月分の結果) 霞ヶ浦で植物帯の中で比較地の1.2倍、北浦では約2倍のプランクトンを確認

#### ② 波浪の様子 植物帯内部は風の影響が少ない静穏域となっている



#### ③ 植物帯内部でコイの産卵行動を確認 (5か所中3か所で確認)

水生植物帯の内側では動物プランクトン(ワムシ等)が多く、コイ等の産卵場・稚魚の成育場としての役割を果たしていると考えられます。ワカサギの産卵場は砂地の浅場なので、植物帯の効果との関係については、これから検討していきます。

## 令和3年度落とし網漁業操業実績

## 1. 承認者数及び承認面数

項目	承認者数	承認面数
合計	21人	120面

## 2. 実績報告書提出数

項目	提出数	提出率	操業実績有の数
合計	21人	100%	19人

## 3. 操業日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ日数	157	314	395	408	399	357	389	170	67	36	25	45	2,762

## 4. 操業面数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ面数	26	47	45	51	44	41	39	18	13	8	3	5	340

## 5. 魚種別漁獲数量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アメリカナマズ	1.52	4.40	4.77	7.11	5.99	6.29	3.93	1.90	0.41	0.20	0.01	0.10	36.62
その他 (コイ、フナ)	1.15	4.14	3.92	4.01	2.64	2.84	2.33	0.49	0.22	0.10	0.01	1.00	22.84

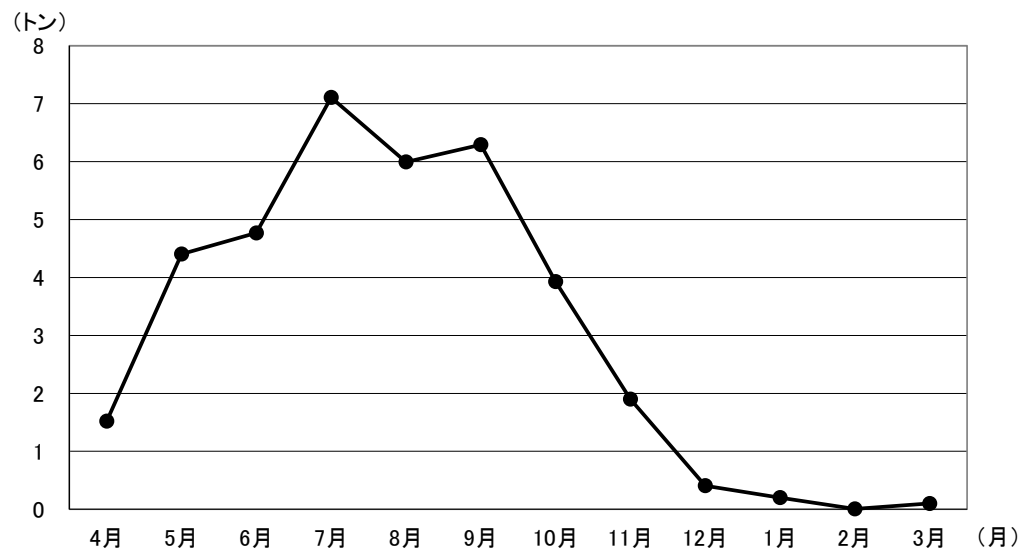


図1 アメリカナマズ漁獲数量 (令和3年度実績)

〔データ：霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示実績報告書〕

# 年度別 落とし網漁業実績

## 1. 年度別承認者数及び承認面数

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
承認者数(人)	52	45	42	29	27	27	27	27	27	27	25	25	25	25	25	21	21	21
承認面数(面)	252	220	206	142	129	191	191	191	191	191	159	159	159	159	159	120	120	120

①落とし網漁業は、アメリカナマズ駆除を目的として、平成16年7月15日に委員会指示を発出した。

②平成16年から平成20年までは、承認期間1年未満として毎年指示を発出した。

③平成21年から、承認期間を第1種区画漁業権の免許期間(5年)とした。

※現在の承認期間：令和元年9月1日から令和6年8月31日まで

## 2. 年度別漁獲数量

単位：トン

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
アメリカナマズ	197.24	168.57	101.63	93.74	94.16	114.30	126.01	143.09	136.07	140.31	100.08	88.11	83.81	77.72	75.22	53.02	34.43	36.62
その他	16.84	50.80	24.61	37.55	30.84	21.53	16.23	26.54	29.36	37.21	33.60	29.25	31.90	28.59	27.80	27.28	22.60	22.84
合計	214.09	219.37	126.23	131.30	125.00	135.83	142.24	169.62	165.43	177.52	133.68	117.36	115.71	106.31	103.01	80.30	57.03	59.47

## 3. 年度別操業実績者数

単位：人

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
操業実績者	37	32	30	26	24	22	23	24	23	23	25	25	25	25	24	20	20	19

(トン)

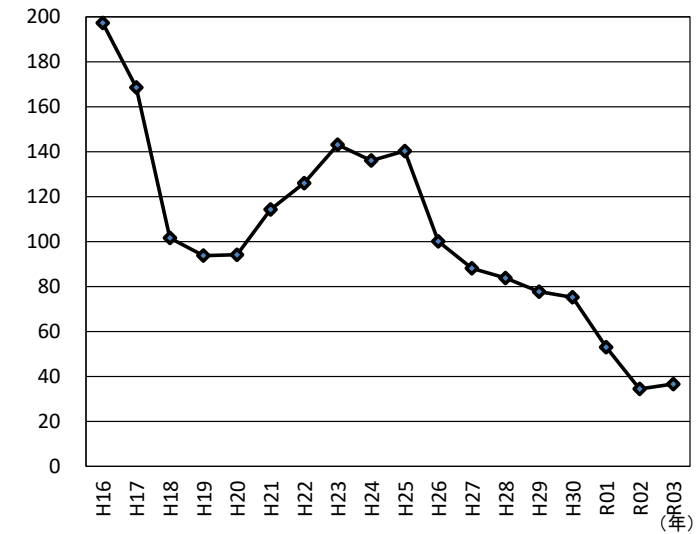


図2 アメリカナマズ漁獲数量の推移

(人)

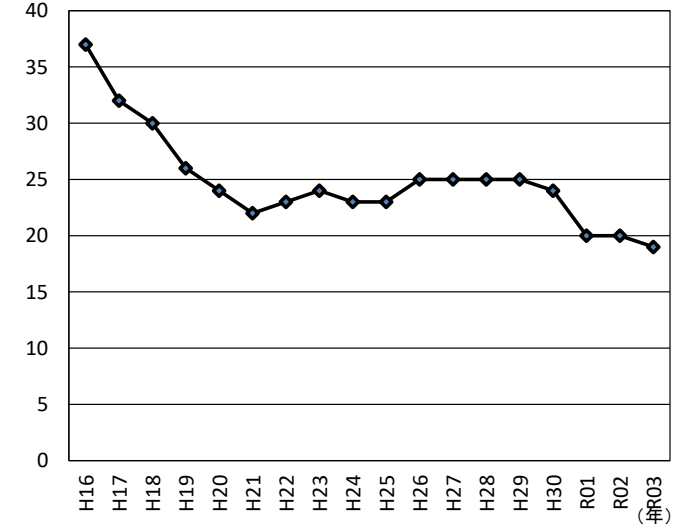


図3 操業実績者数の推移